

平成 26 年度 市長・教育長と語る会 議事録

日時 平成 26 年 1 月 28 日 (金) 19:00～

会場 福井市体育館 第 5 会議室

提言 1 西口再開発ビルの自然史博物館分館（ドームシアター）の有効活用について

（提言者 小谷 浩永（宝永小学校PTA））

回答 平成 28 年開館予定の自然史博物館分館は、足羽山の自然史博物館の分館として、天文・宇宙科学の分野を担当し、本館とともに自然科学教育を推進します。また、夢を育む人づくりと文化を創造発信する、県都の玄関口のミュージアムとして活動します。「地球を知ることが福井を見つめ直すことにつながる」を基本理念に据え、「身近に」「分かりやすく」「楽しく」学ぶ場を提供することで子どもたちの夢を育む学習を推進します。学校等の団体受入れも重要な役割と考えており、平成 27 年度には小中学校の要望等の聞き取りを行い、学校にとってより使いやすい内容となるよう進めていきます。

提言 2 今後の教育行政への取り組みについて

（提言者 牧野 聖一（岡保小学校PTA））

○ 子どもたちの放課後の安全・安心な居場所づくりの推進（待機児童ゼロ）について

回答 放課後児童クラブ・放課後子ども教室・公民館における教育事業の推進

放課後の時間帯に保護者が就労等で家庭にいない児童（放課後留守家庭児童）に対し、生活の場を提供することを目的に放課後児童健全育成事業として「放課後児童クラブ」開設しています。また、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から始まり、学童保育については、小学校全学年が対象となりますので、今後も需要が大きくなる場合には、児童クラブの新規開設や拡張を行い、放課後留守家庭児童の受入を推進していきます。合わせて、本市では放課後の居場所づくりとともに地域の方の手助けを得ながら体系的に子どもたちの放課後学習を支援していく目的で、放課後子ども教室推進事業として「放課後子ども教室」を市内 25 箇所で開催しています。また、児童クラブと子ども教室を連携して事業を推進しております。その他、「公民館における教育事業」として、主に土曜日を中心に、楽しみながら共同作業の大切さを学ぶクリスマスイルミネーションや地域の伝統を学ぶ門松づくり等、子どもたちの健やかな成長を促す事業を実施しています。



○ 幼児教育段階での保護者負担の軽減や大学進学等における市独自の奨学金制度の充実

回答 幼児教育段階における保護者負担の軽減

私立幼稚園及び公立幼稚園の就園に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、国の補助金の交付を受けて就園奨励費事業を実施しています。私立幼稚園についても所得及び子どもの人数に応じて保育料の一部補助を、同様に公立幼稚園についても、所得及び子どもの人数に応じて減免を実施しています。今年度から所得制限が撤廃され、第 1 子が小学 3 年生以下であれば、第 2 子半額負担、第 3 子無料と補助対象を大幅に拡大しています。ただし、平成 27 年度から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充と質の向上を進めるための「子ども子育て支援新制度」が施行されます。それに伴って、これまでの補助はなくなり、公立幼稚園及び新制度に移行する私立幼稚園の保育料については、当初から世帯の所得に応じた保育料負担になります。なお、来年度の保育料については、福祉保健部と教育委員会において検討しているところで、幼保・公私間のバランス等を考慮して決定していきます。

回答 大学進学等における市独自の奨学金制度の充実

奨学金制度には、国の事業として日本学生支援機構が行っている奨学金貸与事業があります。これは、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材の育成の観点から、国と各大学、日本学生支援機構が三者一体となって行われているものです。そのほか、日本政策金融公庫が行っている教育ローンや各大学が個別に実施している学内奨学金・授業料免除制度など、また、企業などが実施しているものなど様々な制度の中から、進学希望者がそれぞれ進路や家庭環境に応じて申請し、利用されているものです。福井市では育英等基金として、東京武蔵野市にあります明倫学舎（男子寮）へ運営補助をしており、福井県出身の男子学生は下宿代が安く済むなど通年10名程度利用しています。このように、国の事業をはじめとした各種制度が充実しており、さらに福井県においても福井県奨学育英資金が用意されていますので、市独自の新たな制度を設ける状況にはないと考えています。

提言3 通学路の安全確保及び安全指導について

（提言者 有塚 宣喜 （美山中学校 PTA））

（提言者 佐々木 敦子 （福井大学附属中学校 PTA））

回答 通学路の安全確保について

平成24年度には警察署、道路管理者、教育委員会等による緊急合同点検を実施し、対策を講じてきました。今年度、通学路の安全確保に向けた新たな取り組みとして、「福井市通学路安全プログラム」を策定しました。主な内容は①教育委員会、道路管理者、警察の三者による「通学路安全会議」を設置しました。②会議では、通学路危険個所や対策実施状況などの情報を定期的に交換・共有します。③市内小中学校を2つのグループに分け、隔年で合同点検を実施します。④学校から報告のあった危険個所については、関係機関の連携を図りながら継続的に危険度や緊急度に合わせた安全対策を実施していきます。今後は「福井市通学路交通安全プログラム」に基づいて、関係機関と連携を図りながら通学路の安全確保に努めていきます。なお、青少年育成福井市民会議が行う環境浄化一斉点検においても、交通安全や防犯などの対策が必要と意見があった箇所について、関係機関と連携を図りながら対応していきます。

回答 交通安全指導について

学校の登下校中に発生した児童生徒の事故のうち、自転車に関する事故は平成25年度には14件発生しています。平成25年度の道路交通法改正により、自転車の通行については道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとなったことなどについて中学校に通知し、各学校においてこれに基づく指導を行うとともに、学校における交通安全教室や街頭指導などについても継続して実施していくよう指導しています。また、自転車の乗り方などについて、今後も教科、道徳、学級活動、学校行事等における交通安全指導に取り組んでいき、さらに、児童会・生徒会活動などにおける自主的な交通安全活動の活性化を図っていきます。



提言4 不審者対策として、不審者情報の周知の見直しと隣接市町との連携について

（提言者 長田 光広 （森田小学校 PTA））

回答 現在、少年愛護センターでは、学校や保護者等から不審者情報を受理し近隣の学校や関係機関へはメールやFAXでその情報を知らせています。緊急情報配信システムに登録された保護者や一般の方には不審者情報をメール配信しています。登録者の内訳は、ほとんどが児童生徒の保護者で、一部の地域において、交通パトロール隊員、見守り隊員、防犯隊員、青少年育成福井市民会議の支部の方々

なども登録をされております。今後は、緊急情報配信システムへの登録の呼びかけとともに福井県警察本部のリユウピーネットへの登録も推奨していきたいと考えています。

- ・隣接市町との連携については、県少年愛護センター連絡協議会において、隣接市町へのメール配信による不審者情報の共有化を図っていきます

提言5 福井市での子どものスポーツ振興及び育成の取り組みについて

(提言者 山下 美紀子 (国見小学校PTA))

回答 小中学生の国体に向けた選手強化について、県では福井国体で活躍が期待される小学5年生から中学2年生を中心とした将来有望選手を「チームふくい」ジュニアアスリート強化指定選手とし、福井市では177名が認定されています。また、中学校運動部活動強化校としてジュニア選手強化を行い、福井市では重点強化校として福井中学校をはじめ4校6部、強化推進校には明道中学校をはじめ14校22部が指定されています。これから国体開催までの期間は、子どもを対象とした講習会や各種体験教室、競技の普及活動を今まで以上に活発化し、トップレベルの指導者の育成はもとより、トップアスリートのプレーを多くの子どもたちが直に「見て、触れて、感じて」、スポーツに対する興味と意欲を高めていきます。

提言6 エアコン設置後の運用について

(提言者 島田 邦洋 (国見小学校PTA))

回答 現在、普通教室以外には保健室やコンピュータールーム等にエアコンを設置していますが、これらが更新時期を迎えています。この更新が喫緊の課題です。今後はこれらの更新時期に学校の状況などを十分に検討し、出来るだけ効率的な設置が必要と考えています。冬季暖房については、引き続きストーブを使用していきます。エアコンの暖房使用は冷房に比べて燃料費がかさみます。また、暖まりの面から、エアコンによる暖房はストーブに比べて室内が暖まるまで時間がかかります。

提言7 校庭遊具の設えについて

(提言者 宇佐美 嘉一 (棗小中学校PTCA))

回答 小学校の固定遊具の設置状況は、各小学校の規模等によって設置状況に差異がありますが、現在、1校あたり平均4種類の遊具が設置されています。また、事故防止への取り組みについては、既設の遊具については、原則4年ごとに実施している定期点検に加え、学校でも自主点検を行っています。点検等の結果、修繕が必要と判断された場合、修繕対応を行っています。また、点検結果において、一定の評価以下の遊具があった場合は、学校に修繕するまで使用を禁止するように早急に連絡し、その旨の看板等の設置を行い、児童等が使用しないよう対応しています。ただし、修繕不能の場合には、撤去、処分し、新規設置は基本的に行っていません。

